

入札の注意事項

1 代理人が入札される場合

代表者ではなく、代理人が入札される場合は、委任状を代表者が記入・押印の上、代理人に持参させ、入札日当日に提出してください。

2 入札書

(1) 入札書は、「入札書（1回目）」及び「入札書（2回目）」を用意してください。

うち、「入札書（1回目）」には金額を記入してください（1回目入札用）。

「入札書（2回目）」は金額欄を未記入としてください（再入札用）。

(2) 入札金額は、契約希望金額（1部あたりの金額）の110分の100に相当する金額を記入してください。

※入札金額を訂正した入札書は無効となります。

(3) 代理人による入札の場合は、代理人が代表者氏名を記入した上で、代理人氏名を記入し、代理人の印鑑を押印してください。

3 見積書

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※見積書協議は、再入札不調後に速やかに実施します。

4 消費税及び地方消費税（相当額）

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。